

所 報
第 6 1 号

特別支援教育

福島県養護教育センター

「一人一人に応じた指導・支援の充実に向けて」

福島県養護教育センター 所長 吉田雄二

過日、ラジオを聴いていて障がい者雇用の先進企業といわれる日本理化学工業という会社を知りました。この会社は、過去50年もの長い間障がい者雇用を続けており、2005年には本業を生かした社会貢献活動に功績のあった企業に贈られる企業フィランソロピー大賞の特別賞「社会共生賞」を授賞しています。「日本でいちばん大切にしたい会社」（法政大学大学院教授坂本光司氏著）の中でもこの会社のすばらしさを紹介しています。会社のホームページや坂本氏の著書をとおして、現在会長である大山さんの経営についての考えや経営の実際は、私たちが教育実践を進めるうえで大変示唆に富むものです。

日本理化学工業は、チョーク製造業界のトップメーカーということですが、驚いたことに従業員の約7割が知的に障がいのある人で占められています。養護学校の教員と従業員の熱意によって養護学校を卒業する2人の知的に障がいのある生徒を採用したのが始まりということです。

当初、障がいのある人を積極的に雇用しようと考えたわけではなかった大山さんでしたが、上野動物園園長さんや禅寺のお坊さんの言葉から「人間にとって生きるとは、必要とされて働き、それによって自分で稼いで自立することなんだ」「それなら、そういう場を提供することこそ会社にできることではないか。企業の存在価値であり社会的使命なのではないか」（「日本でいちばん大切にしたい会社」より）ということを教えられ、これまでずっと障がいのある人の採用を続けているそうです。

大山さんは言います。「重度の知的障がい者の能力の活用には、一般の人がやっていることを、その通り教えようとしてもできません。彼らの理解力に合わせて作業工程を作ってあげることが必要です。たとえば、当社では材料の計量などで、この材料は何、それを何グラム、秤はこうやって使うと教えても無理でした。Aという材料は赤い容器に入れてあり、赤い容器から出したものは、赤く塗ったおもりを秤に乗せればいだけで計量できるようにしています。交通信号は判る人ですから、判る色で作業の手順を作っています。彼らの理解力をもとに作業設計し、結果が同じであればいいのですから、・・・。」（「企業フィランソロピー大賞」贈呈式スピーチ原稿 日本理化学工業

HPより)

障がいのある従業員一人一人が持てる力を発揮して生産活動に取り組めるようにと、彼らとかかわり合いながら一人一人がどんなことができ、どんなことができないのかをとらえ、今できていることを手がかりに一人一人に合った機械や道具、作業手順などを開発し、彼らに合わせて生産方法を変えていく。大山さんが取り組んでいることはまさに、私たちが教育実践を進める上できわめて大切にしたい視点と同じであることに気づかされます。

今特別支援教育の中で、「教科等の集団学習で特別な教育的支援を必要とする児童生徒がわかる・できる授業をどう組み立てて展開したらよいのか」あるいは「学級の全ての児童生徒一人一人が生活しやすい学級づくりはどうしたらよいのか」等々、担任が抱える悩みはつきません。視覚支援やスケジュールの提示、ルールの工夫など有効とされる様々な手だての工夫や環境の改善等に努めながら指導や支援を進めていますが、取り組みの成果があったという一方であまり成果は見られなかったという事例もあります。その違いはどこにあるのでしょうか。

改めて述べるまでもなく、適切な目標を立てたり、有効な手だてを工夫できたりするのは、子どもの特性等をいかに適切にとらえているかどうかにかかっています。原点に立ち返って、子どもの行動を洞察しようとする姿勢をもっと大切にする必要があるのではないのでしょうか。子どもの一つ一つの行動には意味があり、必然性があるという見方を大事にし、なぜその行動が現れたのかをその場の状況や起こった行動の前後の状況を丹念に拾い上げ整理し分析してみることを丁寧に行えば、それまで気づかなかった子どものよさや可能性を見いだしたり、つまずきの要因に気づいたりすることにつながります。そこから、彼が持っているこんな力をこんなところで生かせば、場をこんなふうに工夫すれば、かかわり方をこんなふうに変えれば、こんな行動を、こんな力を引き出すことができるのではないかといった仮説をたてるのが大切であると思います。そして、実践の中で子どもの小さな変化を見逃さず、目標や手だて等はこれでいいのかを子どもの姿から絶えず評価し、子どもに沿ったものとなるように改善・工夫することを継続的に行うことで、子どもにとって本当に適切な指導や必要な支援に結びついていくのではないかと思います。

私たちは教育実践に当たって、子どもが起こしている行動を断定的、固定的、否定的にとらえるのではなく、行動の意味するところや因果関係を絶えず探り理解しようと努力すること、子どもの大きな変化に向きがちな目を、小さな変化を見逃さない目に変えること、また、子どもができないことや苦手とすることを克服させるための指導に力を注ぐのではなく、今持っている力や得意とすることをさらに伸ばす方向でかかわり合いを深めること等を今後一層大切にしていきたいものです。

第23回福島県養護教育センター研究発表会

第23回福島県養護教育センター研究発表会を、平成21年2月13日（金）に、福島県農業総合センターにて開催しました。



県内の幼稚園、保育所をはじめ、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の先生方、204名の参加がありました。参加された方から分科会やポスター発表をとおして、貴重なご意見、ご感想をいただきました。ありがとうございました。

実践研究校発表（福島県立小野高等学校 教諭 菅藤千春先生） 「LD等中高連携型生徒支援事業の取り組みにおける成果と課題」 ～支援を要する生徒の理解と対応～



平成19～20年度、2年間の取り組みについて、特別な支援を必要とする生徒の把握や学習支援員の効果的活用、校内における研修会の在り方、中高連携への取り組み等について発表していただきました。高等学校における今後の特別支援教育の進め方について、参考となる実践でした。

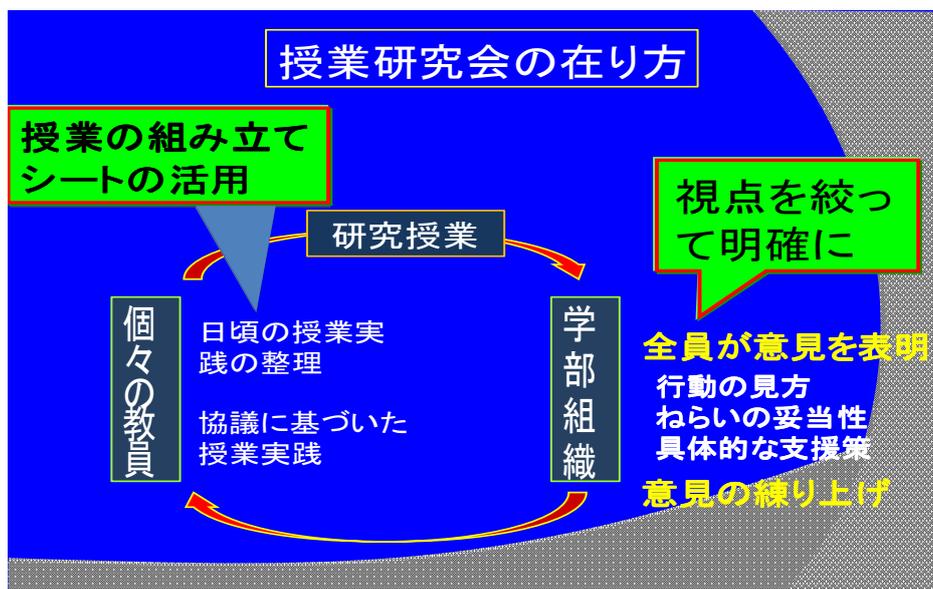
プロジェクト研究発表

「特別支援学校の授業充実に向けた組織的な取り組みに関する研究」
～学校組織マネジメントの視点から～（最終年次）

今年度は、授業充実のための協働的な取り組みの中核である授業研究の在り方に重点を置き、実践的に研究を進めてきました。発表会では研究協力校（福島県立石川養護学校中学部）の先生方とともに、その成果を発表しました。今年度の研究では、一人一人の教師のP-D-C-Aサイクルを支える学部組織としての取り組みを促すために、「課題解決のための授業研究会の在り方」を提案しました。



具体的には、授業の組み立てシートを使い、児童生徒の目標設定と手立ての検討を行い、実際の授業研究会では、協議の視点を絞り込み、VTRをみながら全員が意見を表明し、意見を整理することによって、評価を行います。授業充実に向けた組織の活性化は、その時の教育課題を共有し、授業の充実に向けた協働的な取り組みをしていくことが重要であると考えます。



調査研究結果報告

- ① 「高等学校における特別な支援を必要とする生徒の実態調査と特別支援教育の現状と課題に関する調査」について
- ② 「特別支援学校のセンター的機能に関する調査」について

* 研究と調査の詳しい内容は、「研究紀要第23号」（PDFファイル）をご覧ください。

講演 「新学習指導要領と特別支援教育の展望」～久里浜の実践を踏まえて～
筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
(同大学附属久里浜特別支援学校長) 西川 公 司 氏



今回の学習指導要領改訂のポイントについて、詳しくご説明いただきました。なかでも、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な援助を充実させるため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成することが規定されたことから、各教科等の指導にあたっては、個別の指導計画に基づいて行われた結果を適切に評価し、指導の改善に努めることの重要性についてお話いただきました。

また、自立活動については、久里浜特別支援学校において開発された「知的障害を伴う自閉症児を教育する場合の自立活動」と新学習指導要領の「自立活動」との関連についてお話をいただき、特別支援教育の展望として、個に応じた指導の一層の充実を図ることの重要性について示唆されました。今後は、家庭や地域との連携協力の向上に、より決め細やかな指導や必要な支援を実施していくことが求められています。

＜特別支援学校の学習指導要領の改訂の主な内容＞

ア 障害の重度・重複化への対応

- 「自立活動」の内容等の充実
- 重複障害者の教育や訪問教育に関する、指導計画作成上の配慮事項を規定

イ 一人一人に応じた指導の充実

- すべての幼児児童生徒に、各教科等のすべてについて「個別の指導計画」を作成することを規定
- すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを規定

ウ 自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校(知的障害)高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界と連携した職業教育や進路指導の充実を規定

エ 交流及び共同学習の推進

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことを規定

福島県特別支援教育研究会推薦発表（福島県立西郷養護学校教諭 加藤 敦先生）
「盲ろう児の知的障がい養護学校における小学部から中学部への移行支援とかかわりの拡がりについて」

知的障がいと視覚、聴覚障がいを併せ有するD君の事例を中心に、小学部から中学部への移行支援について、実践的に取り組んだ支援内容（学部・教師間引き継ぎと連携等）と成果について発表していただきました。



<長期研究員発表>



長期研究員 千葉和代

「特別な教育的支援を必要とする子どもの就学前から小学校への円滑な移行を図るための連携・支援の在り方」

長期研究員 橋本 勉

「すべての生徒がひかり輝く特別支援教育の取り組み」

長期研究員 澤田旬美

「中学校・高等学校の連携を通じた特別な教育的支援を必要とする生徒の進学に向けた支援の在り方」

長期研究員 千葉秀樹

「自立活動の指導に視点をあてた特別支援学校（肢体不自由）のセンター的機能を活かした地域支援の在り方に関する研究」

長期研究員 松下真一郎

「知的障がい特別支援学校における教科別の指導の在り方に関する研究」

* 研究の詳しい内容は、「研究紀要第23号」（PDFファイル）をご覧ください。

支援の実際

<センターにおける教育相談>

教育相談の主訴には、「落ち着きがない」「集団行動ができない」など、行動面からのものが多くあります。どのようなところでつまずき、困っているのか、何が得意で集中することができるかなどを整理しながら相談しています。就学に関する相談も多くありますが、保護者の願いや悩みを十分に受け止め、子どもにとってふさわしい生活環境や学習環境を一緒に考えていくように進めています。

平成20年度の相談件数や相談者年齢は右の表のとおりで、平成19年度よりも増えています。

<平成20年度相談件数>

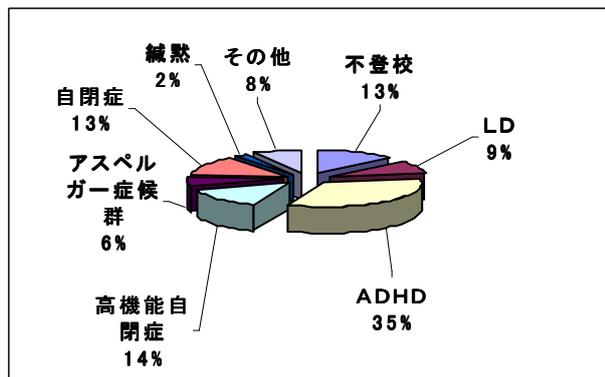
実件数	689
延べ件数	2,125

<平成20年度相談者年齢>

0～5歳	294
6～11歳	239
12～14歳	93
15～17歳	56
18歳～	7

相談内容の傾向として、「落ち着かない」「集団行動ができない」などの行動面での問題に加えて、「勉強についていけなくなった」「何をするにも無気力になった」など、学習面や情緒面からの主訴が増えてきています。相談では、保護者や学級担任からの聞き取り、場合によってはWISC-ⅢやK-ABC等を実施し、認知特性に応じた支援策を共に考えていきます。そのため、継続した

<平成20年度「情緒障がい」の相談件数内訳>



相談が必要で1件の相談に平均3～4回になることがほとんどです。教育相談だけでは対応することが難しい場合には、センター1、2Fにある福島県総合療育センターの小児科や児童精神科、発達障がい者支援センターを紹介し、連携しながら支援を進めています。

また、学年が進むにつれて、学習面や行動面での相談に加え、不登校や情緒面の相談が増え始めます。情緒障がい関係の相談内訳は次のとおりです。

地区	実件数	延べ件数
県北	154	458
県中	302	1141
県南	105	234
会津	38	115
南会津	13	14
相双	35	77
いわき	42	86

さらに、地区別相談件数内訳は右の表の通りであり、県中・県北・県南の順になっています。

支援の実際

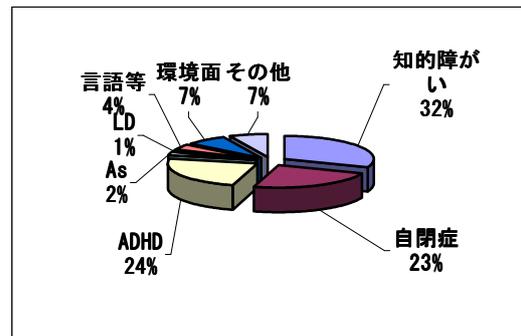
<出かける支援>

○ 幼稚園等

センターでは、平成17年度より、幼稚園・保育所に出かけ、保育場面を観察し、保育者との話し合いの機会を設け、支援の手だてを一緒に考えてきました。今年度は県内59カ所に出かけ、230名（当初178名）の幼児に対して支援を行いました。4月当初はあまり気にならなかった幼児が、時を経るにしたがって、保育者の「気づき」が始まることから当初よりも多くの幼児に対応しました。

気になる幼児の状況を見ると、次の図のようになり、知的障がいとADHD、自閉症がほとんどです。

支援を受けた幼稚園等からは、「今まで以上に子どもをほめるように対応したら、徐々に自分でやろうとするなど積極的に行動するようになった。」「分かりやすく絵を描いたり、ホワイトボードに書いたりして、目に見える形で支援するようにしたところ、子どもが見通しを持って行動するなど生活が落ち着いてきました。」「職員全体で子どもの伸びてきているところを認めて保護者にも伝え、成長を焦らず見守るように心がけるようになった。」等の感想をいただいています。



○ 小・中学校

センターでは、小学校・中学校から要請があれば、校内研修をはじめ、通常の学級、特別支援学級での授業参観や校内委員会での指導・助言なども行っています。各校の特別支援教育コーディネーターの先生と連携し、ケース検討会や校内委員会に参加して、効果的な指導の方法・支援を助言してきています。中には、助言を基に「個別の指導計画」を作成し、指導を行った学校もありました。校内研修会では、講義をとおして障害の理解を深めてもらったり、演習を行って効果的な支援の方法について検討したりしました。PTAの研修会で、保護者向けにお話をさせていただいた学校もあります。小中学校からの要請は、年々増加しています。

○ 高等学校

センターでは平成17年度より「高等学校における発達障がい支援プラン」（詳細はホームページ参照）を策定し、高等学校を支援する体制を整えています。主に校内研修会において「発達障がいについての理解と対応」や、行動分析や事例研究、心理検査等を基にした個別の支援などについて学校のニーズに応えています。今年度は校内委員会の機能向上に向けた取り組みについてセンターに支援要請がありました。また、当センターのLD等の研修会に参加する高等学校の教員も増加するなど、特別支援教育の理解と実践が進んできています。

さらに、県立小野高校では福島県教育委員会より「LD等の中高連携型生徒支援事業」の実践推進校に指定され、LD等の生徒の特性に合わせて支援を行うほか、中学校と連携し、LD等の生徒が継続的に支援を受けられる体制整備を行っています。小野高校の実践については、当センターの研究発表会において発表していただきました。

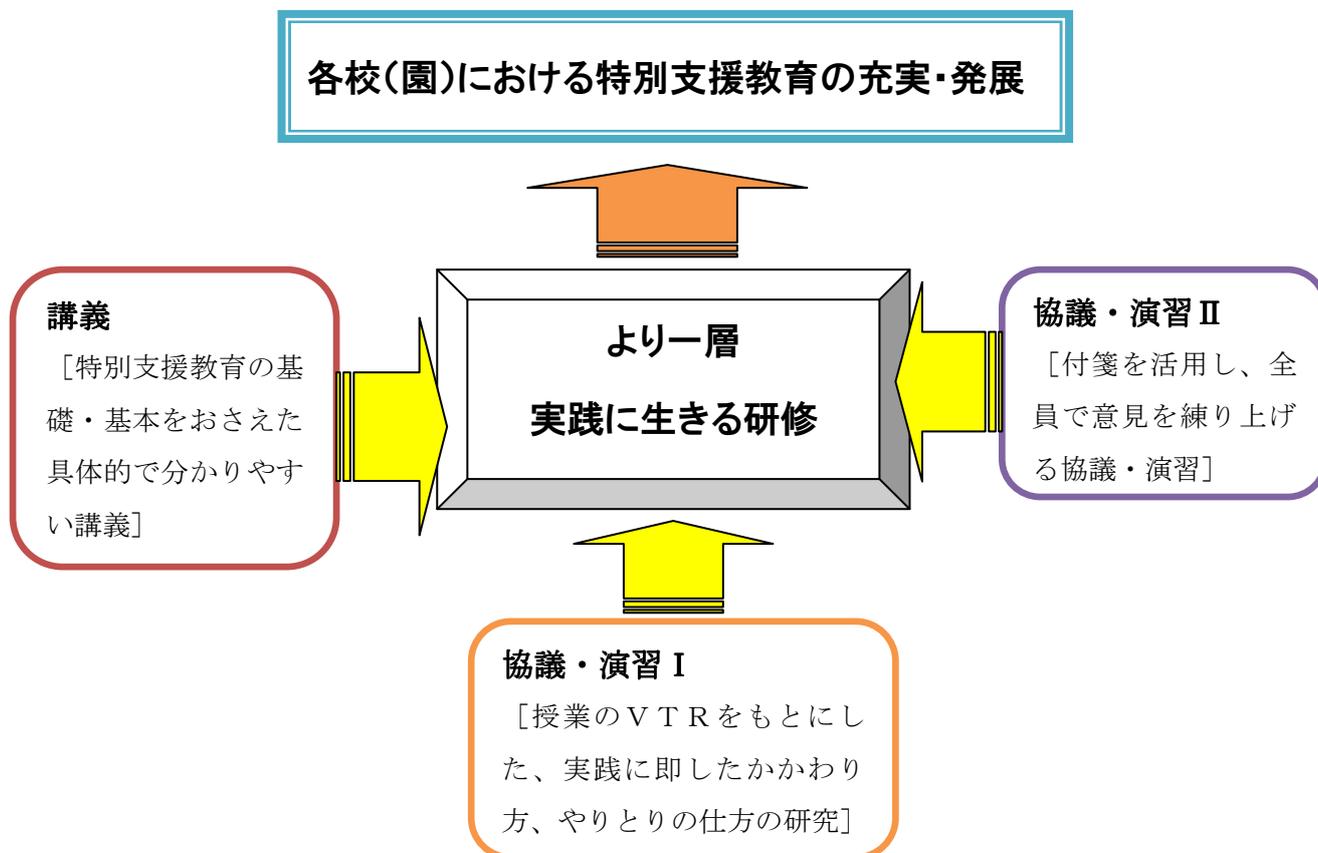
○ 特別支援学校

特別支援学校のセンター的機能の向上をめざし、県内4地区で「教育相談事例検討会」を開催しています。各学校の教育相談担当者を中心に、教育相談の事例検討を通して、望ましい教育相談の在り方、進め方等について参加者同士で協議し、様々な角度から検討し有意義な検討会になっています。

なお、平成21年度は、さらに教育相談の講座を立ち上げ、各特別支援学校の相談員の力量を高め、センター的機能の充実を図ります。

【福島県養護教育センターの研修】

当センターでは、研修講座を下図のようなスタイルで行っています。



講義、協議・演習 I、協議・演習 II について紹介します。

1 講義

各研修講座の講義は、受講者が特別支援教育の基礎・基本をおさえることができるような内容にしています。つまり、支援を必要としている子どもに対し、必要だと思われる支援を必要と



と思われる支援を必要とするときに行う土台となる、子どもの行動の見方を理解することに重点を置いています。その上で、障がいの内容や対応について、当センターが教育相談や校内研修支援、調査やプロジェクト研究等で培ってきた内容をもとに、具体的で分かりやすい講義となるよう努力しています。

また、優れた実践を積み重ねている小中学校等の教員や、最先端の研究をしている大学の職員、研究所の職員などを講師として招聘し、支援の実際や発展的な内容なども取り入れています。

2 協議・演習Ⅰ

[授業のVTRをもとにした、実践に即したかわり方、やりとりの仕方の研究]

授業づくりや子どもとのやりとりの仕方についての研修では、受講者全員に授業のVTR（10分程度）を持参してもらいます。

授業のVTRを持参するとなると、中には消極的になる受講者もいます。しかし、学校における教育活動と同じように、音声言語や文字言語だけではその状況等を周囲が理解するには限界があります。持参したVTRを視聴することによって、より具体的な状況の理解が進み、どのようにかわっていけばいいか、どのようなやりとりを心がけていくべきなのかが、見えてきます。



3 協議・演習Ⅱ

[付箋を活用し、全員で意見を練り上げる協議・演習]

受講者を5~8人程度の小グループに分け、VTRの視聴を通して、受講者は、全員がその授業の授業者になったつもりで[子どもの行動から、どのようにその思いを読みとればいいのか]や、[教師の支援は有効だったか]、[よりよい支援策はないか]などについて、付箋に自分の意見を書き出し発表します。それら付箋の中には、似たような表現がたくさんありますから、それをキーワードにして全員の意見をまとめていきます。結果、子どもの行動の見方や、よりよい支援策が見えてきます。



研修講座の内容を簡単に紹介しました。特に、協議・演習は、授業者はもちろんのこと、同じグループになったその他の受講者全員の力量アップにつながるものと考えています。全員がその授業を自分のこととして捉えようとするからです。さらに充実した研修講座の構築を目指し、私たち所員一同も研修を重ねていきたいと考えます。

また、研修講座の受講は個人単位ではありますが、私たちが目指しているのは、各学校等における特別支援教育の充実・発展です。受講されたみなさんは、研修したことをそれぞれの所属校等における自分の教育活動に生かすことはもちろんですが、周囲の職員のみなさんへも伝達していただき、学校全体での特別支援教育推進に役立てていただきたいと思います。